

## 六、其後、交渉並解決状況

(1) 本月五日、労資會見ニ於テ會社側宮沢支配人ヨリ前案ニ對し  
更ニ第二案トシテ

1. 一ヶ月勤続者ニ對し日給三十五日分

又一ヶ月以上ハ一ヶ月シ増又進ニ日給十五日分増加

八以上、外全般ニ對し金一封(一千円)シ提供久

ト發表ニタルモ從業員側交渉委員ハ自己、提出ニタル案シ

固持シテ、妥協未至、會見ヲ了セリ

(2) 十月六日、勞資代表會見ニ於テモ一退、一退何等追渉セズ  
結局從業員側代表ハ一應本部員ト相談スベシトテ退出  
シタルカ翌七日ハ松園駒吉會社ヲ訪問シテ圓滿專務、宮  
澤支配人等ト會見來渉ニタル結果、會社側提案ノ前記  
第二案ニ對し更ニ金一千円ヲ増額シテ妥協スルコト、ナ  
リ松園駒吉ハ從業員側代表者ト協議、結果、結局左記  
条件ニヨリ承認スルコト、ナリ更ニ松園ヨリ一般從業員

二対レ、現在社會、狀勢ヨリ不得己旨ヲ懇諭シ、最後ニ  
賛否ヲ聞ヒタルニ滿場一致並認シテ解決スルコト、ナレリ  
記

(1) 會社ハ職工五十名ヲ解雇スルコト

(2) 解雇手當ハ一ヶ月勤続者ニ對し日給三十五日分一ヶ月以  
上ハ一ヶ月毎二日給十五日分

(3) 以上、外會社ハ解雇手當トシテ金二千円シ提供スル事  
但シ分配方法ハ一千円ハ解雇職工五十名ニ對し等分、殘  
一千円ハ勤続年數ニ依リ得タル解雇手當ニ對し按分  
比例スルコト

六、解雇者發表前後、動靜

一般從業員ハ前項、如ク五十名、解雇並解雇手當額ヲ  
兼認ニタルカ、本月八日退職ヲ希望シテ申出スル者六十  
二名(男四十八名、女十六名)ニ達ニタルヲ以テ會社側ニ於テ